

大阪市児童福祉審議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪市児童福祉審議会条例施行規則（平成30年大阪市規則第120号。以下「市規則」という。）第4条の規定に基づき、大阪市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 審議会は、市規則第2条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

附 則

この要綱は、平成30年12月 日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

名 称	所掌事項
里親審査部会	児童福祉法施行令第29条に基づく里親の認定に関する事項
こども相談センター審査部会	児童福祉法第27条第6項に基づく施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項
児童虐待事例検証部会	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証等に関する事項
保育事業認可部会	児童福祉法第34条の15第4項に基づく地域型保育事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第35条第6項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項
保育事業認可前審査第1部会	
保育事業認可前審査第2部会	
保育事業認可前審査第3部会	
保育事業認可前審査第4部会	
保育事業認可前審査第5部会	
保育事業認可前審査第6部会	
保育事業認可前審査第7部会	
保育事業認可前審査第8部会	
児童福祉施設等事業停止審査部会	児童福祉法第46条第4項に基づく児童福祉施設に対する事業停止命令を行う場合の意見聴取に関する事項 児童福祉法第59条第5項に基づく認可外施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行う場合の意見聴取に関する事項
社会的養育専門部会	大阪市社会的養育推進計画に関する事項